

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制度名	「産業復興機構」（仮称）が債権放棄を行う場合の期限切れ欠損金の優先適用等		
税目	法人税（法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 59 条第 2 項）		
要望の内容	<p>被災事業者が「産業復興相談センター」（被災県の再生支援協議会）の支援に基づき、産業復興機構（以下「機構」という。）に債権買取りを受けた上で、一定期間後に債務免除を受ける場合に、法人税法第 25 条第 3 項、同法第 33 条第 4 項及び同法第 59 条第 2 項の規定が適用されること（資産の評価益又は評価損の計上、期限切れ欠損金の優先控除）が可能となるよう要望する。</p> <p>具体的には、法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号を改正し、機構が単独で債務免除を行った場合に、上記の措置が適用されるようにする。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （－ 百万円）</p>
	<p>(1) 政策目的 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、機構が、金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。</p> <p>本件を通じ、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地以外への地域への流出を防止し、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災復興対策本部が平成 23 年 7 月 29 日にまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」において、二重債務問題に対する施策として、「政府の「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年 6 月 17 日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。」と示されている。被災事業者が復興に向けて事業の迅速な再開を行えるよう、債務者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>具体的には、機構が、金融機関等から買い取った債権について、一定期間後に債務免除を行った場合、被災事業者に債務免除益が発生するが、これが被災事業者にとって大きな重荷となる。そこで、資産の評価損の損金計上や、期限切れ欠損金を青色欠損金より優先的に適用することで、被災事業者の負担を軽減し、迅速かつ確実に事業再生を支援できるようにすることが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	可能な限り、より多くの東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	(債権買取等を行う新たな機構の存続期間は15年間を予定)
		同上の期間中の達成目標	機構に債権の買取りを受けた被災事業者が、一定期間後、着実に事業再生を図ることができるようにする。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより迅速な再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することが可能となり、確実に事業再生を行う手法として、非常に有効的である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○「産業復興機構」(仮称)の債権買取手続における登録免許税の非課税措置 ○「産業復興機構」(仮称)の業務に関する書類の印紙税の非課税措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	被災事業者の二重債務問題対策の予算措置として、産業復興機構を活用した内容としては①中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口の体制強化(23年度2次補正予算額:30億円)、②中小企業基盤整備機構等が出資する新たな仕組み(23年度2次補正予算額:1億円)、③再生可能性を判断する間の利子負担の軽減(23年度2次補正予算額:184億円)を実施している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①は当スキームの支援機関となる産業復興相談センター(中小企業再生支援協議会)、②は当スキームの中心となる産業復興機構に対する支援措置であり、支援対象がそもそも異なっている。また、③については、被災事業者に対する支援検討段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。

		要望の措置の妥当性	機構が、一定期間後に買い取った債権の債務免除を行った場合、被災事業者に債務免除益が発生するので、それが被災事業者にとって大きな重荷となっており、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先控除を認めることにより、迅速かつ確実に再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として、妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—